

巻頭言  
論 説

二〇二四年のアジア史・東洋史学コース  
『史記』と出土文献における秦の二世皇帝  
周王朝の「文王」の「文」と、「経緯天地日文」の源流について

陳侃理 (柿沼陽平訳)  
植田喜兵成智  
豊田 久  
李 成 市

李基白史学の歴史的背景に関する一考察―生誕百年に寄せて  
中華民国時期江蘇省無錫鼎榮巷鎮における農村経済の発展

2 18 42

翻訳論説

古代中華帝国形成期における財政の変容  
―前四世紀後半から前一世紀を中心に― (中) (柿沼陽平監訳・日坂優太訳)

マキシム・コロールコフ  
王 明珂  
潘美慈・曾獻緯  
(弁納 才一訳)

87 86

―小丁巷・鄭巷・楊木橋3ヶ村を例として―  
―辺境をどのように見て、いかに理解するか

農村変遷の堅韌女性 蕭美季女士訪問記録  
『後漢書』西羌伝訳注 (六)

104

『慈溪黄氏日抄分類』申明訳注 その四  
卷七一 申明二 初任諸司差委事 (続)

長江流域文化研究所編  
宋代史ゼミナール

157 156

訳 注

第二任浙西提學司帳管

黄興は早稲田の学生だった?.. 僅かなかけらが示すもの  
二〇二四年雲南省諸葛南征関連遺跡踏査記

184

陝西省西安市・青海省内史跡等踏査記

小二田 章  
柿沼陽平・王博  
鮫島玄樹・森田大智  
齋藤賢・田熊敬之  
新津健一郎・峰雪幸人

235 242 284

資料紹介  
紀行文

追悼文  
報 遊彪君を悼む

近藤 一成

332 329

追悼文  
報

遊彪君を悼む

近藤 一成

332 329

SHITEKI  
史 蹟

## 古代中華帝国形成期における財政の変容 ——前四世紀後半から前一世紀を中心に—— (中)

マキシム・コロロフ (Maxim Korolkov)

(柿沼陽平監訳・日坂優太訳)

### 第一節 秦の財政モデル——征服資金の調達

(前四世紀後半～前三世紀) (続き)

#### 一―二― 労役と非自由労役者

漢代の知識人は、さきの秦王朝を批判するさい、とくに秦が民を労働力として過度に酷使した点をきびしく指弾した。

「たとえば」もつとも影響力のある知識人のひとりだった董仲舒(前一七九年～前一〇四年)は、秦が上古に比べて徭役を三〇倍にしたと非難した。<sup>1)</sup> また秦の始皇帝は、万里の長城・阿房宮・驪山陵等の巨大建造物を作りはじめたことで悪名高く、後二者だけでも七〇万人以上を動員したことがあった。<sup>2)</sup> 大規模動員のようすは昨今の考古資料から判明しつつある(ただしそこには大きな誤差がふくまれる<sup>3)</sup>)。先述したように、

秦は財政制度の主軸として徭役を重視したが、それはおそらく、民の直接管理に適した関中を保有しているという地理的条件や、六国より秦の経済発展が遅れていたという事情、さらにはとりわけ秦の経済の貨幣化が遅れていたという事情によるものであろう。

戦国中後期に、民は軍役と労役のために動員された。後者はおもに土木事業と輸送事業(漕運をふくむ)よりなる。両者には、じつは厳密な区別などなく、軍事訓練を受けぬまま兵役に動員された農民の多くは、熟練兵の補助的役割(木材・芻藁の収集、城壁の建築、租税等の運搬)を果たした。

労役制度の基盤は、毎年一ヶ月間の従事(徭)にあった。これは、全成人男性と徭役可能な年少者の義務であり、四級以上の有爵者のみ免除された。<sup>4)</sup> 「徭」は中央が直接課すもの、もしくは郡や地方政府が課すことのできるものであったが、

後者はあらかじめ中央の許可を得る必要があった。かかる地方政府からの申請には、「徭」についての詳細な予算書（必要仕事量を定め、法的な生産ノルマに要する労働人数を計算する）がふくまれていなければならなかった。地方行政機構は、中央の承認が得られたときにのみ、管轄区域内の民を動員できた。<sup>5)</sup>

労役者の動員による影響を懸念して、秦は納税者の家計状況に注意を向けるようになった。家族と家畜をどれほど労役に駆り出せるかを測るべく、政府は世帯資産を査定した。<sup>6)</sup> 秦の財政制度において財産税が重要な役割を果たしたとは思われないが、前漢中期までに財産税を体系的に導入するようになるほどに物資運搬を掌る官僚的手段が発展したことは重要だった。<sup>7)</sup> 過剰な労役が農業経済を混乱させ、社会不安を招きかねないとの懸念から、これらの制度は制定された。<sup>8)</sup> 国家がふたつの重要な目的（①戦争を遂行し、社会的・経済的景観を設計するという背景のもと、農業生産と社会秩序を維持すること、②国家が労働集約的目標を達成するために、労働者を農村から一時的に移動させること）を追求するさいに抱え込んだ矛盾は、秦の版図拡大に伴って悪化した。というのも、秦の版図拡大は、労働力の長距離輸送移動と長期労役を必要としたからである。

ほかの多くの財政制度と同じく、「徭」も集約的資源管理を重視するものだった。このため、中央の需要が地方政府の

需要よりも優先された。地方の需要は「徭」以外の動員形態、とくに「更」によって部分的に満たされた。ここでの「更」<sup>9)</sup>とは月単位の交替勤務で、属県において多様な業務に従事した。<sup>9)</sup> 多くの下吏やその部下は「更」によって徴用され、毎月交替で勤務した。これは、官営の畜産農場・職人工房でも同じだった。<sup>10)</sup> だが「徭」者と同じく、「更」も中央政府のために国境警備等の名目で動員されることがあり、その場合には地方業務に従事しなかった。この状況は、近年刊行された里耶秦簡の遷陵県出土行政文書から窺える。この史料は、当該県が極度の人手不足に陥っていたことをしめす。当該史料所載の官吏一〇三名のうち、「見在」は五人だけで、ほかの三五人は「徭」としておそらく県外にいたようである。<sup>11)</sup> 県の行政文書にはまた、中央の地方労働力に対する組織的要求の対応策も提示されている。それによれば、労役や不自由労働者は、定期的な佐史・運搬者・官営商業仲介者等として雇用されていた。<sup>12)</sup>

労役刑は秦々漢初の法制度のうち、もつとも頻繁に適用された刑罰のひとつである。近年の研究によれば、秦代労役刑は終身刑だったが、<sup>13)</sup> 労役刑徒は定期的に恩赦され、とくに新占領地に入植する者は恩赦された。労役刑徒には多様な法的状態の人びとがふくまれていた。もつとも重い労役刑徒の家族・財産は差し押さえられていたため、その者の生計は実質的に国の支給に依存することになった。ほかの労役刑、とく

に隸臣妾は、一定の自立性をもっていることが前提となっていた。かれらは家族をもつことが許され、国家のために働かずともよい期間「があつて、その期間中に」は、工・商賈・雇用労働をふくむ多様な経済活動を通じて生計を立てることができた。この仕組みは、労役刑を掌る国家のコスト縮減につながった。

統一秦期に至るまでのあいだに、不自由労働者の国家的管理制度は、自立した労働者たちの民間市場と結びついていた。地方政府は余剩労働力を貸与・売却し、私奴隸を購入して刑徒集団に組み込んだ<sup>14</sup>。隸臣妾の曖昧な法的地位についてはなお定論がない。一部の研究者は隸臣妾を刑徒でなく官奴婢とする<sup>15</sup>。「隸臣妾」は多くの法制史料で、はっきり労役刑に従事する犯罪者だとみなされているが、それとともに、隸臣妾は民間に貸与もしくは売却することもできたと明記している史料もある。

国家に依存する非自由労働者（一般に「徒隸」とよばれる）の法的・社会的立場の曖昧さは、国家がすべての非自由労働者を支配すべきであるとする主張（だれが所有権をもつかに関わらず）に関連するとおもわれる。戦国後期〜統一秦期の法的記録によれば、親族犯罪で拘束された個人は民間に売却されたが、かりに刑罰が見直されたら、国家はその個人を買い戻すことができた<sup>16</sup>。一方、奴隸所有者は、奴隸を維持できなくなったら、国家に買い取ってもらうよう要請できたが、

そのときには官吏の提示する「平賈」を受け入れることが条件だった<sup>17</sup>。

伝世文献にはまた、秦が経済の面で、労働資源の唯一の分配者たらんとしていたことが伝えられている<sup>18</sup>。商鞅変法に関する残存記録によれば、自立的労働者と農地は、爵にあわせて配当された。『商君書』境内篇（成立はおよそ前三五〇年〜前三〇〇年）には、爵が上がるごとに、家臣の「庶子」一名を任命する権利と、一頃（約四・六ヘクタール）の耕地と九畝（約〇・四ヘクタール）の「家屋の」所有権が得られたとある<sup>19</sup>。『史記』卷六八商君列伝では、これらの家臣は「臣妾」とよばれている。後者の「臣妾」という地位は、出土文献中の隸臣妾の地位を連想させるものである（ただし両者は同一のものではない）。

目下出土している法律文書・行政文書には、隸属労働力の再配分の規定はみられないが、農地再配分の規定はある。一方、広い耕地は高爵者に割り当てられ、それは、労働者の割り当てでも『商君書』・『史記』の記述に沿って行われたことを示唆する<sup>20</sup>。労働者への条件付きの権利譲渡は、れっきとした私的所有「が当時存在したということをしめすもの」ではなく、むしろ目下観察可能な刑徒・奴隸の法的な曖昧さ（日常的に刑徒が民間に、奴隸が官営刑徒に移管される曖昧性）を物語りうるものである。

国家が利用できる非自由労働者の備蓄は、債務者によって

補われた<sup>22)</sup>。国家から穀物・金銭を借り受けたら、牛・農具を貸与された者は、借金を期限内に返済できない場合、労働で弁償することが求められた。同様のことは、国家に対する罰金や債務にも適用された。官僚的手続きによって、債権は地方行政機構間で移管でき、ゆえに債務労働者は、元々貸付・罰金が科された県とはべつの場所での償還することができた。

湖南省里耶出土秦簡の辺境行政文書によれば、兵士・官吏はしばしば債務返済のために辺境勤務の延期が求められた。じじつこれは、必要な労働力の確保が困難な地方へと人手を安定的に運ぶのに役立った。区域間の債権移動にかんする秦の試みは、新興帝国の財政改革を促す要因としての辺境統治の役割を浮き彫りにした。銭によって労働価値を定量化するための基準作りをする以上、労働力の確保を合理化せんとする国家の試みは、労働の現金化や、代替労働市場の発展への道筋を開いた。このことは、前漢時代の全般的な銭納税制化への重要な要素となった<sup>23)</sup>。

非自由労働者は国家経済と行政機構が機能するうえで不可欠な資源だった。通常の労役義務と同じく、刑徒労働の配置についての決定は、たいへん中央集権化されていた。帝国全土で労働力を用いる場合には、地方よりも中央の需要が優先された。これは、遷陵県の刑徒数の急激な変動から見てとれること<sup>24)</sup>であり、帝国南部の政治動態と連動しているように思われる。秦都咸陽附近の二大建設計画（具体的には阿房宮と

驪山陵）においては刑徒約七〇万人が集められたが、それは、秦が帝国全土の地方行政機構において利用可能な労働人数をしっかりと取り立てていたことをしめすからである。

### 一―二―三 「賦」と税の銭納化

戦国秦の徴収は、労役と地税（物納）を基本としたが、そこにはいくつかの「賦」とよばれる追加徴収もふくまれていた。後世の史家はしばしば秦の「賦」を、漢代人頭税の「算賦」（成年対象）と同一視してきたが、前漢の高祖（在位前二〇二年―前一九五年）の本紀には、「算賦」は前二〇三年に初めて導入されたと明記されている<sup>25)</sup>。そのうえ秦の出土文字資料や、秦の財政制度に関する伝世文献には、人頭税への言及が見当たらない。

岳麓書院藏秦簡中の訴訟記録は、「賦」の起源に多少とも光を与えてくれる。「賦」の語は、貧困層の葬儀費用等の臨時出費への共同寄付金をさす<sup>26)</sup>。また「賦税」はもともと臨時徴税で、とくに軍事的需要の補填に用いられたようである<sup>27)</sup>。だが戦国末までには、「賦」の一部はとうに定期徴収されるようになっていた。「賦」は、少なくとも部分的に銭納化された最初の課税と思われる、これは軍事財政の貨幣化傾向をしめすといえよう。

当時の文書にみえるもつとも重要な「賦」のひとつは、世帯税の「戸賦」である<sup>28)</sup>。秦の金布律には、「戸賦」を年二回、

一回目は一〇月（秦曆の初月）に芻一石一五斤（約三三・五キログラム）、二回目は五月に一六銭を徴収するとある。これは、非農家に課された芻粟税の拡大に淵源するものである。漢初の律令の類似規定にはさらに、「県の（芻の）需要が満たされた後」なら、当該税の物納部分を銭納に替えてもよいとある。<sup>30)</sup>

「戸賦」は、秦が請求した唯一の「賦」ではなかった。里耶秦簡には少なくともほかに三つの「賦」がみえる。すなわち「恒賦」・「義賦」（おそらく秦の認める非華夏向け）・「羽賦」である。これらは別々の「賦」の記録である。なかでも「恒賦」のみが「恒」とよばれている以上、ほかの「賦」は適宜臨時徴収されたのであろう。このことは、秦が軍事支出や巨大陵墓建造にもっとも巨費を投じた時期に民の所得の三分の二以上を「賦」として徴収したとする後世の指弾を裏づけるものである。<sup>31)</sup>

「賦」の物納部分は県が保持し、おそらく各地の備蓄補給に使われたが、現金部分は郡にすべて「輸」（送金）された。秦代の行政上、武具の大量生産や徴兵等の軍事支出を掌ったのは、まずもって郡だった。かかる地方官府における貨幣取引の集権化は、ほかの銭納収入にも適用された。

## 一―二―四 市税

戸賦の銭納部分とならび、商業関連の課税は主要な貨幣収

入だった。秦律では、商売は「伍」（相互責任を負う）に編制された登録商人によって「市」で行われることが求められた。<sup>32)</sup> 戦国後期の秦の、少なくとも一部の県では、市曹が商取引を監視するために設けられた。統一秦期までに、陶磁器等の商品のいくつかは「市」外で取引できたが、商人は課税のための自己申告を求められた。行商は、一〇日未満の短期間のみ許可され、それより長い期間だと商人は「市」に登録しなければならず、さもなくば罰金や商品・収益没収となる恐れがあった。<sup>33)</sup>

秦の漢初の法律・行政文書は、商業従事者に課せられる二つの銭納税に触れている。それは「市租」と「質」（奴隸・馬・牛などの高額取引に対して課される）である。先述した「戸賦」のように、地方政府は市税収入の大部分の処理権をもたない。漢初の法律では、「市租」と「質」として徴収された銭を、「戸賦」と禁苑収益とともに中央へ報告することが求められる（次節参照）。

地方政府は許可なくこれらの銭を使用するをはっきり禁じられていた。<sup>34)</sup> これは、かかる資金が「禁銭」に含まれていたことを物語る。「禁銭」とは、秦漢帝国で用いられた用語で、宮廷や中央政府の運営費に割り当てられ、それでいて県庫に保管されていた銭納税収のことである。<sup>35)</sup> 地方政府は、自身の備蓄銭を使い切った場合のみ、「禁銭」の使用許可を申請できた。<sup>36)</sup>

現存史料のうち、地方政府の銭納収入に関する史料はさらに少ない。岳麓書院藏秦簡の統一秦の「金布律」は、収入源不明の「它稍入錢（その他少額の貨幣収入）」に触れているが<sup>40</sup>、それが地方政府の支出補填に用いられたのは明白である。ある秦代行政文書によると、「它稍入錢」は前二一一年の遷陵原の経費を賄うのに不十分だった。前漢時代の西北辺境要塞出土簡には、地方行政機構が責務を果たせなかった原因のひとつとして、「它稍入錢」の不足を挙げている例がある<sup>41</sup>。前漢中期に至るまでのあいだに、「它稍入錢」は地方財政の重要な要素だったのであり、統一秦期にはすでにその重要性は増していたのであろう<sup>42</sup>。

「市税」徴収には包括的な確認・管理が必要だった。納税者は銭を甕に納税し、そのことをみずから確認し、参弁券のひとつを受領することが求められた。徴税担当の市吏は、残る券のひとつをもち、最後のひとつは月末に甕とともに県官に提出された<sup>43</sup>。こうして秦の立法者は、納税者をもまきこんで、徴税官吏を監視しようとしたのである。

#### 一―二―五 国家経済からの収入

秦経済における広範な国家部門を明確に定義し、民間部門と一線を引くのは困難である。財政政策について、経済の国家部門は官吏によって管理され、政府はすべての歳入を掌ったが、国家は民間経済が生み出したものに対しては、たんに

課税をすることを通してのみ関与できただけだった。ただしじつさいには、国家部門と民間部門は絡み合っており、両者を峻別することには問題がある<sup>44</sup>。

また、戦国期のほとんどの期間において、国家経済と区別される王室経済のようなものがあつたことを裏づける証拠はない。戦国末に「少府」が設置されたあとでさえ、「少府」の財が一般的な国家支出でなく、王室経費に排他的に充てられていたことをしめす証拠はほとんどない<sup>45</sup>。それとは逆に、国家経済の労働資源は日常的にいわゆる帝室事業（宮殿・陵墓建設・禁苑維持）に割り当てられていた。よって以後は、王室経済と国家経済とは区別しない。官吏が直接管理している経済資産からの収入はみな、集権化された機構のもと、官吏の判断次第で処理されるものだったのである。

国家の財政は非自由労働力の膨大な予備に支えられていた。秦の裁判では、労役刑がもつとも頻繁に適用された刑罰だったようである。労役刑は年間を通して定期的制約なく使える労働力を国家に提供した。もうひとつの重要な労働力は、国が民に貸し出しを行い、その民が借金を労働で弁済することを認めるといふメカニズムをつうじて生み出された。刑徒はさまざまな仕事をさせられ、そこには労役者もなしうる仕事があふくまれていた。労役刑徒頼みの国家経済の特定領域もあり、その最たるものが農業だった。秦は、県の担当部署である「田官」（もしくは「田部」）が田耆夫の監視下で運営され

る農場を有した。

県のもうひとつの部署である「畜官」は、畜産場の経営を担当した。龍岡秦簡によれば、統一秦では「禁苑」が「縣官馬牛羊」の放牧地として提供されていた。<sup>47</sup>「禁苑」はさまざまな施設よりなる大組織の一部で、帝国全土で運営されていたが、地方行政機構でなく、中央政府に直属していた。それらの施設と官吏は「都官」とよばれ、「鐵官」・「馬官」・「工官」・「織官」等の機関をふくんでいた。「都官」は人的資源と食料供給を地方政府に依存していたが、中央政府に対して職務遂行にかんする説明責任を直接負っており、「都官」の資源と収入も中央が処理していた。<sup>48</sup>かかる重要な生産設備を地方政府の管轄外に置くことで、収益の中央集権化が促進され、地方行政機構の経済力は低下した。

工芸品の生産は、中央の直接監督下でない期間においては、地方行政機構にとって材料・貨幣歳入の重要な供給源だった。刑徒・債務労働者は、地方工房の職人とともに徴発された。とくに優秀な刑徒工人は、男女を問わず、たとえ恩赦を受けたあとであっても、政府に尽くすことが義務だった。女工はとくに高く評価されたようであり、官営工房の織物生産に従事した。その織物は政府の官吏・兵・非自由労働者に売却・配布され、あるいは貨幣としても使用された。官営工房の鉄製農具は農民に貸し出された。<sup>49</sup>事前の許可なく工房を離れようとすることは逃亡とみなされ、国家に与えた損害額にもとづい

て罰が下された。損害額は一日の不在につき、六〇銭と算定された。<sup>50</sup>工房の生産物は、宮廷での消費や官吏・軍人・隷属労働者への配布に回され、一部は市場で取引された。地方政府の通貨歳入の重要性は、洞庭郡の発行文書よりわかる。当該文書は県に命じて囚人に市場向けの商品を作らせるといふもので（爲作務産錢）、その収益は県の各部門の必要経費にあてられた（自給）。そして遷陵県側がその目標を達する旨が田官によって引用されている。「田官」は、製造業に特化してはいなかったが、錢を入手するために市場向けの製品を作る必要を感じていた。

職人だけではなく、国家経済の他部門もまた、市場向けの製品を作ることが求められた。たとえば、囚人が共通に割り振られた作業のひとつに薪集めがあった。じつさい、囚人集団の一部は「鬼薪」とよばれた。また統一秦の律令では、県が薪を葦（ほぼ間違いなく囚人が収集した）とともに売却し、錢を入れることが奨励されている（入錢縣官）。<sup>51</sup>県は、属吏による公的生産物の実績を毎年評価しており、それは官吏の昇進・降格に重要だった。<sup>52</sup>注目すべきことに、法律では、県は当該収入について郡や中央への報告・輸送を求められてはいなかった。これは、上記市場取引の収益が重要な地方財源だったことをしめす。戦国末頃、統一秦期の国家の経済については、国家が雇用する者たちの生活を支えるという本来の役割と、貨幣収入を最大化するという新たな役割とが、どん



どん結びつけられていったのである。

## 第二節 秦の財政モデルの分配効果と 帝国税制度の限界

戦国期の終わりに向けて秦は、資源を効率的に抽出する発達したシステムを築いた。このシステムのもとで秦は、農業・手工業生産を最大化すべく、人的資源を直接管理した。この統制は、民の移住、農家への土地の分配、そして人的資源を体系的に動員することによって行われた。国家による統制は、河川やそのほかの輸送ルート沿いの戦術的重要地域や、行政的中心、そして戦場付近に対して重点的に実施された。課税が現物納ゆえ、その輸送コストは国家の主要な懸案事項だった。国家は、供給網の運営を民間商人に委託するよりも、むしろ直接管理しようとした。かかる組織モデルは、秦国の発展初期、とくに外部拡張前の数世紀にわたって渭水流域で形成された経済から派生したものと考えられる。すなわち、この地域では、大規模な労働事業を中央集権的に組織する伝統が根付いていたのである。この慣習は、秦の財政官の機能的両義性にもあらわれている。たとえば田官は、土地の分配と地税の徴収を掌る一方、囚人を労働力とする官営農牧場の直接的運営者でもあったのである<sup>(56)</sup>。

課税のおもな目的は戦費調達にあった。秦は、輸送コスト

の高さや財政システムの低貨幣化状態をふまえ、供給地を消費センターの近くに作りだそうとした。課税基盤の測定と収入の評価は、軍事予算にとって最重要だった。秦は、地理的に有益で、しかし限定的な飛び地を集中的に活用するということが、周王朝の東側に広がる広大な課税基盤を積極的に管理するよりも効率的であると考えた。この戦略は、財政制度上の主従関係にも重要な影響を及ぼした。

限定された地理的範囲のなかで歳入「現物や貨幣」を輸送することは、地方政府による財政収入への強い監視には結びつかず<sup>(57)</sup>、むしろ秦は国家財政を中央集権化するため、地方下級官吏をきびしく監視した。国家の「官吏による」文書行政能力は、前四世紀中葉から劇的に向上しはじめた。「史」の多くは世襲され、とくに国家で雇うために正規の教育機関で訓練された<sup>(58)</sup>。これによって文書に関わるコストはいちじるしく減少することになり、そうした文書の作成と伝達は集中的監視に役立った。監視技術には、行政取引にかかわる各機関が別々に帳簿を提出すること、文書の複製を保管して相互照合を可能にすること、定期的な帳簿提出の厳格な期限を設けること、そしてこれらの要件を満たさなかった職員に対して細かく罰則を課することが、ふくまれていた。さらに中央政府は農業共同体の代表者や一般納税者をも利用して、官吏の行動を監視しようとした。これらの措置の有効性は評価困難だが、官僚組織の外部にあって、敵対することもある独立的

監視機関を利用しようとの試みは、たとえ結果的に地方官吏を疎外するリスクがあったとしても、地方官吏を監視せんとする国家の強い意志をしめすものである。

地方官吏は、特権的で排他的な社会層とはほど遠く、おもに一時的に動員された人びとよりなり、勤務に際しては最低限の配給が現物支給されるだけだった。社会的地位・物質的富・法的特権を決めるおもな指標が官職でなく個人の社会的身分だった当時、公務はせいぜい最低限度の生活を支える社会保障のひとつであり、最悪の場合、しばしば罰則として課される重い負担だった。官吏への褒賞は限定的で、かつ監視の圧力があり、このことは下級官吏が国家に反抗する一因となった。じっさいに前二〇九年の反秦運動初期以来、下級官吏は上流の残党とともに、反乱軍内でリーダーシップを発揮した。

中央政府は辺境地域の財政基盤を最大限活用するために地支出を監視したが、ふたつの構造的課題に直面した。

第一に、歳入のほとんどが直接税（地税、戸税、そして他の賦税）や労役、もしくは分散された国家経済（農場や工房）であり、それらは地方ごとに管理されていたことである。地方政府は、これらの収入を合法的（地方政府が財政収入のなかで公的に分配として確保すること）、ないし非合法的（裏の収入）に活用した。秦代財政機構の特定の事情（国家が比較的の小規模であること、周囲を囲まれ、集中的に開発された

財政基盤となつていること、中央政府が戦費調達のために徴収最大化をする強い動機をもつていること）は、地方官吏の監視を促し、収入配分のさいに中央政府に有利に働いたが（表1）、とくに戦国末期に急速に版図が拡張すると、長続きはしなかった。

第二に、貨幣化された経済圏（関中の東・南東）の征服と、秦経済自体の貨幣化によつて、貨幣収入の重要性が上昇した。とくに地方政府は、中央の分配に依存せず、市場を通して資材を調達する必要があった。それと同時に、貨幣収入はほぼ全てが中央政府に送られ、県には「非主要収入」が残ったが、それは歴史家がその出所の特定に苦しむほど無計画だった。この収入源のなかでとくに重要なものに、貨幣化された家税の残余や、少なくとも帝国時代の一部地域で課された芻粟税、さらに地方当局が管理下にある国家経済の生産物から販売可能なものがふくまれていた。

これらの収入源に共通しているのは、これらが秦による物納中心徴税体制と比べて周縁的である点である。芻粟税は、国家のこれらの資材に対する需要、つまり家畜農場、輸送インフラ、貯蔵施設によつて生じる需要が満たされた場合のみ、現金での納付に切り替え可能だった。実際には、これらの国家消費分野が縮小することで、地方の現金収入不足が緩和される可能性があった。

換言すれば、条件が変わらぬかぎり、秦の地方政府は国家

【表1】秦における財政収入の徴収と配分

国家財政	商業税		その他の賦	戸賦	徭役	地稅	税		
	質	市租					徴収媒体	歳入の使用先	
貨幣	現物	貨幣	不明（おそらく一部は錢）	貨幣、衣服で代替可能	芻粟 錢で代替可能	芻粟 貨幣で代替可能（帝国期）	穀物	徴収媒体	歳入の分配
市場での購入、金銭的報酬	政府職員により消費	市場での購入、金銭的報酬	軍事費	軍事費。芻粟と同様、市場で購入、金銭的報酬。	地方レベルの建設、輸送、警察業務、多様な経済活動	馬や牛の供給。 敷物や建築材料	軍需物資宮廷運営 行政職員および労働者の給与のために地方政府によって徴収	兵站へと移送、または穀物貯蔵 地方で活用。中央政府に対して責任を負う。	
地方で活用	消費地である遠い兵站へと移送。地方で活用	中央政府へと移送	中央政府へと移送（？）	中央政府へと移送	許可次第で地方政府で活用	地方で活用			

経済の一部分野が縮小し、それに伴って国家消費が減少することを喜んで受け入れた可能性がある。戦国時代において国家消費はおもに軍事関連、とくに功績のあった兵士への報酬や物質的恩典であったため、その縮小によってより多くの物納収入が現金化できたからである。また地方経済が自主的となれば、地方政府の求める現金流動性が満たされ、市場志向

の活動が後押しされよう。

秦の国家経済が帝国の崩壊とともに瓦解したのち、つづく漢帝国の支配者は、行政・財政の制度を秦から継承しつつも、秦の指令経済を再構築しなかった。その背景には、秦による財政体制の分配効果があったのである。

秦の財政モデルについて最後に強調すべきは、税收の再分

配をつうじて地方有力者層を満足させる余地がきわめて限定されたことである。これは、国家の官吏の例からも明らかである。さらに顕著な例として、前二七九年〜前二七八年に秦が長江中流域の楚都周辺を征服した際、楚の貴族層を排除したという考古学的証拠が挙げられる。また前二二一年の征服完了後に「豪富」層が移住させられたことも例として挙げられる。<sup>61)</sup>

前二三〇年〜前二二一年に、秦軍は他の戦国諸国を次々と滅ぼし、周世界全体を正式に統一した。この一〇年間にわたる征服により、秦は広大な版図を取り込むことになり、そこには、貨幣化された市場、強力な土地所有層や商業集団、そして、秦とは異なる土地所有制度があった。戦国秦〜統一秦の財政制度には一部調整が加えられたが、新たな帝国を財政的に維持するためにはさらに徹底した改良が必要だった。<sup>62)</sup> 帝国政府が直面したおもな問題には、課税運営における取引コストが増加していること、課税基盤が限定されていること、国家支出が貨幣化していること、そして市場の役割が増大していることがふくまれていた。これらの課題は、収益の抽出と再分配に基づく「重農主義」的なモデルに挑戦をもたらした。これらの解決策は、包括的な改革プログラムというよりも、特定の課題におうじた場当たり的な対応だったと解される。

新征服地での農業課税基盤の拡大は、帝国政府の最優先事

項のひとつだった。古くからの植民地戦略はまだ適用されていたが、秦が地方の人びとや既存の所有地への課税に代わる手段を提供することはほばなかった。前二一六年、政府は民にたいして、所有地を自己申告するよう求めた。先学によれば、この措置は帝国が既存の土地所有制度を暗黙のうちに認めたことを意味する。<sup>63)</sup> この政策によって秦は実質的に、税を増額する代わりに、耕作地を差配する権利を放棄した。多くの民がじっさいにこの呼びかけに応じたことは、彼らが遼陸県に対して個人所有地を「恒籍」に記録するよう求めたことから窺える。<sup>64)</sup>

統一から約五年後に、地方の土地所有制度を承認したことは、中央政府が急激な領土拡大に伴い、監視コストの増加に早くも苦慮していたことを示唆する。秦の資源抽出システムは、課税基盤と代理人の行動を徹底的に監視することによっていた。戦国時代の大部分においては、課税基盤の規模が比較的限定的であり、また高い搾取率が正当化されていたため、このようなアプローチが機能していた。しかし、急激な版図拡大によって、従来の監視体制は維持困難となり、新たな課題に直面していたと考えられる。

秦が展開した監視と相互統制の官僚的仕組みについては既述の通りであるが、これに加えて地方政府は、効率の観点から、「官」と「曹」という二つの並行するシステムに分けられていた。「官」は倉庫や穀物貯蔵庫など、さまざまな経済

施設の運営を担当し、生産や貯蔵が行われる現場の近くにも配置されることがあった。一方、「曹」の業務を担う県の書記官（令史）は県府を拠点とし、各「官」から提出された帳簿や評価書を精査し、政府資産の動向をしめすそのほかの記録と照合し、中央への提出文書を承認した。<sup>(65)</sup>このシステムは、県が国家経済を監視しつつ、中央に対して説明責任を果たすための仕組みとして設計されたとみられるが、それは漢代に廃止されたのであり、このことは当該制度の運用コストが高かったことを示唆するようである。

また秦帝国経済における貨幣化の進展は、国家経済の管理や監視コストの削減に際して、市場による解決策を提供した。秦の征服が完了するころには、国家の貯蔵機関が積極的に市場取引に加わるようになっていた。司空律では、日常業務に必要な膠や接着剤を、中央政府からの配給をまつことなく、銭で購入するよう各「官」に命じている。<sup>(66)</sup>地方の官吏はまた、奴隸・馬・羽（おそらく矢の製造用）、人員のための衣服などを購入し、それと同時に、倉庫内の余剰物資を売却した。<sup>(67)</sup>里耶秦簡には、遷陵県の穀物倉庫が公的祭祀活動の余剰物資を私人に販売していたことが記録されている。ほかに、県供給物資から余剰の穀物、酒、塩、その他の食品の販売や、国家運営の工場で生産された家畜の皮革や角、衣類などの取引可能な物品の販売も一般的だったとされている。<sup>(68)</sup>これらの記録は、秦が備蓄量を実需に合わせて調整しながら利益を追求

していたことをしめす。このような活動は、秦が財政基盤を強化し、国家経済の効率性を向上させるために市場経済をどのように活用していたかを物語っている。

統一秦まで遡る岳麓書院藏秦簡の令は、軍事財政の変化の解明に光を当てるものである。<sup>(70)</sup>以下は、官吏による食料・飲料・衣服などの必要物資の購入に関わるものである。

●令曰「吏従軍治粟將漕長輓輓、自敦長以上到二千石吏、居軍治粟漕長輓所、得賣（買）所飲食衣服物及所以飲食居處及給事器兵、買此物而弗飲食衣服用給事者、皆爲私利。毋重車者、得買以給事。舍、毋過□□□人」<sup>(71)</sup>。

本文は、中央集権化された徴兵制度が機能せず、ゆえに兵站担当官吏は食料・衣服・輸送手段等を民間市場から入手する必要があったという状況をさすようである。『商君書』所見の特設の「軍市」があったのか、行軍路上にふつうの市場があったかはわからないが、かかる詳細な法令規則は、上記の軍事調達方式がすでに統一秦期以前にすでに一般化していただけでなく、それによって官府業務と商業活動の一体化が推進されていたことをしめす。

国家経済の貨幣化は、重要な分配上の結果をもたらした。私見によれば、余剰在庫の販売収益は、現金不足に悩む地方政府にとって重要な貨幣流動性の供給源をなす。他のほとんどの貨幣収入が中央へ送られねばならぬ一方で、貨幣化された残る国家経済の余剰生産分の多くはおそらく、まずは地方

需要のための「稍入 (minor)」もしくは瑣細な収入とされた。これによって地方政府は、市場取引を通じて現金を補充し、貨幣収入（繊維や漆器の生産等）に適した国家経済の分野を優先するよう促された。かくして国家経済全体は徐々に、国が雇用する人員や労働者へ生活必需品を供給する者としての伝統的役割をもつものから、利益最大化をめざす市場主導の役割をもつものへと移行していった。

だがこの移行は、秦固有の経済制度の発展によって決定づけられたわけではない。統一秦期の市場化は、国家主導の労働事業（北辺の長城・帝都と地方を結ぶ高速道路網・驪山陵の建設等の）の規模がやはり同じく急速に拡大したことと釣り合っていた。秦の税制が徹底的に改革できるようにしたのは、前三世紀終盤における帝国の暴力的崩壊以後になってからだったのである（続く）。

注

- (1) 『漢書』卷二四食貨志。
- (2) 『史記』卷六秦始皇本紀。
- (3) 始皇帝とその後継者のもので多様な政策のために約二〇〇万人が動員された点は、Gideon Sheich, “Collapse or transformation? Anthropological and archaeological perspectives on the fall of Qin,” In Yun Pines et al. eds., *Birth of an Empire: The State of Qin Revisited*. Berkeley (Los Angeles: University of California Press, 2014): 113-138.
- (4) 陳松長主編『岳麓書院藏秦簡（肆）』（上海辭書出版社、二〇一

五年、一五二頁）、第二三三簡。

- (5) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年、四七頁）、第二二二～二四四簡、陳松長注4前掲書（一九〇～二〇〇頁）、第一五六～一五九簡。

- (6) 裕福な家々の労働力と資産を徴発することを定めた律令は、陳松長注4前掲書（一一七頁）、第一四八～一五〇簡。漢初における同様の規定は、彭浩・陳偉・工藤元男『二年律令と奏讞書——張家山二四七号墓漢墓出土法律文獻積読』（上海古籍出版社、二〇〇七年、二四八～二五〇頁）、第四一一～四一五簡。Anthony, Barbet-Low, and Robin D.S., *Yates, Law, State, and Society in Early Imperial China: A Study with Critical Edition and Translation of the Legal Texts from Zhongliashan Tomb no. 247, vol. 2*. (Leiden: Brill, 2015): 902-903. 所有財産の調査と労働力徴収との関連性は、石羊『秦漢財産調査研究初探』（『漢学研究』第三三卷一號、一～三三頁）、郭浩『漢代地方財政研究』（山東大学出版社、二〇一一年、一五四～一五五頁）。

- (7) 岳麓書院藏秦簡の裁判事例には「賞税」の例がひとつあり、政府への財産申告を怠った商賈に触れている。朱漢民・陳松長主編『岳麓書院藏秦簡（參）』（上海辭書出版社、二〇一三年、一五三～一六五頁）、Ulrich, Lau and Thies, *Shack, Legal Practice in the Formative Stage of the Chinese Empire: An Annotated Translation of the Exemplary Qin Criminal Cases from the Yuehu Academy Collection*. (Leiden and Boston: Brill, 2016): 188-210.

- (8) 湖南省文物考古研究所『里耶發掘報告』（岳麓書院、二〇〇六年、一九二頁）。
- (9) 陳偉『里耶秦簡牘校釈（壹）』（武漢大学出版社、二〇一二年、一九一～一九二頁）、第8-651簡。
- (10) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書（三三～三三頁）、第二三～一四簡、陳松長注4前掲書（二一六頁）、第一四五～一四六簡、同

- 書（一九二～一九三頁）、第二九五～二九六簡、同書（二〇四頁）、第二九簡。彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第四七四～四八七簡。
- (11) 陳偉主編『里耶秦簡牘校釈（貳）』（武漢大學出版社、二〇一八年、一六七～一六八頁）、第9-633簡。
- (12) Maxim, Korokov “Convict Labor in the Qin Empire: A Preliminary Study of the ‘Register of Convict Labors’ from Lyze”（『簡帛文獻與古代史——第二屆出土文獻青年學者國際論壇論文集』（中西書局、二〇一五年、二二二～二五六頁）。
- (13) 游逸飛「說「繫城巨春」——秦漢刑罰制度新論」（『新史學』二〇〇九年第二〇輯、一～五二頁）。宮宅潔「勞役体系的結構と変遷」（『中国古代刑制史研究』京都大學學術出版會、二〇一六年、六四～八二頁）。
- (14) 陳偉注9前掲書（九三～九四頁）、第8-154簡、同書（一九七頁）、第8-664+8-1053+8-2167簡、陳偉注11前掲書（三〇〇～三〇一頁）、第9-1406簡、彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第九九～一二三三簡。
- (15) 林炳德「秦漢的官奴婢和漢文帝刑制改革」（『簡帛研究』二〇〇六年）九〇～一〇三頁、李力「『隸臣妾』身份再研究」（『中國法制出版社、二〇〇七年）六八一～六八二頁、Anthony, Barbara-Low, and Robin D.S. Yates, *Law, State, and Society in Early Imperial China: A Study with Critical Edition and Translation of the Legal Texts from Zhongyuan Tomb no.247, vol.1* (Leiden: Brill, 2015): 196.
- (16) 彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第九九～一二三三簡。
- (17) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書（一五四～一五五頁）、第二七～四一簡。
- (18) 強制労働制度の維持と運用に初期中華帝国が重要な役割を果たしたとみる Walter, Schidel, “Slavery and Forced Labor in Early China and the Roman World.” In H. J. Kim, F. Vercaet, and S.F. Adali eds., *Eurasian Empire in Antiquity and the Early Middle Ages: Context and Exchange between the Graeco-Roman World, Inner Asia and China* (Cambridge: Cambridge University Press, 2017): 133-150.
- (19) 蔣礼鴻『商君書雜指』卷五境内篇（中華書局、一九八六年）。本篇の年代は、Yui, Pines, *The Book of Lord Shang: Apologetics of State Power in Early China* (New York: Columbia University Press, 2017): 52-53.
- (20) 『史記』卷六八商君列伝。
- (21) 彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第三二〇～三二三簡。
- (22) 秦漢の労働刑と刑罰体系は、宮宅潔「勞役体系的結構と変遷」（『中国古代刑制史研究』京都大學學術出版會、二〇一六年、六〇～一五八頁）。刑徒労働力の重要性は、刑徒管理に関する膨大な里耶秦簡の文書から窺える。高震寰「從『里耶秦簡（壹）』管窺秦代刑徒制度」（『出土文獻研究』第一四輯、二〇一五年、一三二～一四三頁）、マキシム注12前掲論文（一三二～一五六頁）。
- (23) 秦帝国における債務労働者の研究については、マキシム注12前掲論文（一三二～一五六頁）。
- (24) 前二二六年に刑徒・勞役者・兵士が遷陵県へ大量に集められたこと、その後数年でその人数が急減したことが、里耶秦簡の二文書（①刑徒・勞役者への食糧配給記録 ②勞役刑徒の登録簿）から判明した。前二二六年の大量召集は、秦帝国の前二二五年～前二二四年の南方進出を準備するため、人員が南境に集められたものと解される。
- (25) 『漢書』卷一高帝紀。
- (26) 朱漢民・陳松長注7前掲書（一五三～一六五頁、第一〇八～一三六簡。とくに同書（一五五頁、第一一四簡。ラウ・スターク注7前掲書（一八八～二〇〇頁。とくに第一九七～一九八頁）。

- (27) 『史記』卷五秦本紀。『史記索隱』所引譙周注。「賦」の起源と軍事支出の關係は、馬怡「漢代的諸賦与軍費」(『中国史研究』二〇〇一年第三期、二七—二七七頁)。
- (28) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書(一三三頁)、第一六五簡。Anthony, P.F. *Hulsewé, Remnants of Ch'in Law: An annotated of the Ch'in Legal and Administrative Rules of the 3rd Century B.C. Discovered in Yun-meng Prefecture, Hu-peh Province*. (Liden: Brill, 1983): 177.
- (29) 陳松長注4前掲書(一〇七頁)、第一一八—二〇簡。
- (30) 彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第二五五簡。パービエリ・ロー・イエーツ注6前掲書(七〇〇—七〇一頁)。
- (31) 「恒賦」は陳偉注9前掲書(一四七—一四八頁)、第8・433簡。「義賦」は同書(二九〇頁)、第298簡。これが漢初の南部の少数民族よって労働義務の代わりに払われたものと同じ税か不明。彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第二三簡とパービエリ・ロー・イエーツ注6前掲書(一七四—一七五頁)。「羽賦」は陳偉注9前掲書(三三四頁)、第8・173簡。遷陵県の西水流域は、矢に用いる鳥の羽の主要産地だった。陳偉注9前掲書(八二—八三頁)、第205簡、同書(八四—八九頁)、第八—一四五簡、同書(一九六—一九七頁)、第263簡。矢に鳥の羽を用いる例として陳偉注9前掲書(三三三頁)、第8・147+8・148簡。「羽賦」の議論は、沈剛「[貢]「賦」之間——試論「里耶秦簡」壹中的「求羽」簡」(『中国社会経済史研究』二〇一三年第四期、六—一〇頁)。里耶秦簡の「賦」等の記録として、たとえば陳偉注9前掲書(六三三頁)、第8・104八簡、同書(四四一頁)、第2179簡、同書(四七八頁)、第8・244簡(後者の「賦」は動詞 (to pay [tribute], to provide [services]) の例かと思われる)。
- (32) 『史記』卷一一八淮南衡山列傳。
- (33) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書(二六—三三七頁)、第六八簡。
- フルスウェ注28前掲書(五三頁)。秦漢帝国における公認市場の空間的運営・管理は、Anthony, Barbieri-Low, *Arrians in Early Imperial China*. (Seattle and London: University of Washington Press, 2007): 18-131.
- (34) 朱漢民・陳松長注7前掲書(二二九—三三〇頁)、第六四—六五簡。ラウ・スターク注7前掲書(五二—五三頁)。
- (35) 陳松長注4前掲書(一〇九頁)、第一二四—二六簡。
- (36) 先学の多くは「市租」を、販売商品に関わる税でなく、毎年の市肆使用料だとしてきたが、入手可能な出土法律文書が増えるにつれ、前説が有力になった。平中零次「漢代の営業と「占租」について」(『立命館文学』第八六号、一九五二年、一八—三四頁)、山田勝芳「秦漢財政収入の研究」(汲古書院、一九九三年、四〇八—四〇九頁)、楊振紅「秦漢時期的市租」(『出土簡牘与秦漢社会統編』広西師範大学出版社、二〇一五年、二七三—二八八頁)。販売許可手数料の「質」は、陳偉「關於秦与漢初「人錢詔中」律的幾個問題」(『考古』二〇一二年第八期、六九—七九頁、とくに七二頁)。
- (37) 彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第四二九—四三〇簡。
- (38) 『漢書』卷一九・百官公卿表上、同書卷六四賈捐之伝。『統漢書』百官志三。
- (39) 陳松長注4前掲書(一九七—一九八頁)、第三〇八—三一一簡。
- (40) 陳松長注4前掲書(二〇八頁)、第一二—一三頁。
- (41) 陳偉注9前掲書(一四六—一四七頁)、第242簡。
- (42) 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文獻研究室・中国社会科学院歴史研究所「居延新簡」(文物出版社、一九九〇年、五一—〇頁)・E.P.F.22-487、同書(五一—頁)・E.P.F. 22-522。
- (43) 鄔文玲「里耶秦簡所見「戶賦」及相關問題瑣議」(上海古籍出版社『簡帛』第八輯、二〇一三年)二二六—二二七頁。



- (44) 陳松長注4前掲書(二〇八頁)、第一二二―一二三簡。
- (45) 秦經濟の公的部門についての英語による説明は、Anthony, P. F. Hulsewe, "The Influence of the 'Legalist' Government of Qin on the Economy as Reflected in the Texts Discovered in Yunmeng County," In S. R. Schram ed., *Foundation and Limits of State Power in China* (Hong Kong: Chinese University Press, 1987): 211-235.
- (46) 少府における秦財政担当部門の構成についてはほとんど知られていないが、前漢の例が参考になるかもしれない。前漢、さらには秦の中央政府の組織構造を詳細にしめた『漢書』卷一九・百官公卿表の序には、少府から「治粟内史」(秦・漢初の呼称。のち大農令、さらに大司農へ改称)へと帰属先を変えた多くの下級官署に触れている。たとえば武器製造を掌ったとみられる「寺互」をみてみよう。「寺互」はもともと(おそらく秦・漢初)、少府に属していたが、のち首都圏の安全を担う「中尉」のもとに再編された(百官公卿表)。かかる変更は、首都防衛を担う官署のもとで武器生産を掌るためのものであったとおぼしいが、寺互の工房では少府所属だったころからすでに軍への武器を共有していた可能性も高い。これは少府所属の他の多くの工房についても同様で、帝軍の武装と維持に尽くし、その費用は本来、帝室財政でなく、むしろ国家財政から支払われるべきものだったようである。
- (47) 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所「龍崗秦簡」(中華書局、二〇〇一年)一〇六頁・第一〇〇簡。
- (48) 陳偉注11前掲書(一三八―一七七頁)。
- (49) 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』(汲古書院、二〇一一年)二四九―三〇七頁。
- (50) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書(二三―二四頁)、第一五簡。同書(五〇頁)、第一二八―一二九簡。鄭曙斌・張春龍・宋少華・黃懷樸『湖南出土簡牘選編』(岳麓書社、二〇一三年)一一六頁。
- (51) 陳松長注4前掲書(四一頁)、第七七―九簡。陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(伍)』(上海辭書出版社、二〇一七年)七〇頁・第九二簡。
- (52) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書(四二―四三頁)、第九七簡。彭浩・陳偉・工藤元男注6前掲書、第四一九簡。
- (53) 陳偉注11前掲書(一八五―一八六頁)、第九七簡。
- (54) 陳松長注4前掲書(一九八頁)、第三〇二簡。
- (55) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書(三五頁)、第六三簡。陳偉注9前掲書(三四三―三四四頁)、第八二五簡。
- (56) 山田勝芳『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三年、四四―四五頁)。
- (57) 秦と漢の財政枠組に区別がないとする Mark Lewis, "The Han Abolition of Universal Military Service," In H. van de Ven ed., *Warfare in Chinese History* (Leiden: Brill, 2000): 35-76に從う。初期中華帝国の輸送費は地中海世界よりも高かったので、漢は税取輸送に消極的だった。Walter Scheidel, "State Revenue and Expenditure in the Han and Roman Empires," In W. Scheidel ed., *State Power in Ancient China and Rome* (Oxford: Oxford University Press, 2015): 178-180. 遠距離地域を結ぶ海をもつことはたしかに前近代的帝国にとつてたいへん大きな兵站的有利をもたすが、初期中華帝国の空間的制約(spatial circumscription)。ルイスの用語)は、昨今出土した旅程表や文書(揚子江・黄河流域での穀物船舶輸送を含む、貨物の長距離河川輸送を裏ける)に照らして誇張のように思われる。
- (58) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書(六三頁)、第一九一簡。
- (59) 里耶秦簡の食料配給記録は、下級官吏が囚人や労役者・兵士と同量の穀物を受け取っていたことをしめす。黃浩波『里耶秦簡(壹)所見粟食記錄』(上海古籍出版社、簡帛)第一一輯、二〇一

- (5年)。
- (60) 爵制的秩序から官制的秩序への移行全般については、岡歩克『從爵本位到官本位、秦漢官僚品位結構研究』（三聯書店、二〇〇九年）。
- (61) 『史記』卷六秦始皇本紀。
- (62) たとえば山田勝芳『秦漢財政収入の研究』（汲古書院、一九九三年、四六～五二頁）は、いくつもの行政的改革（詳細は不明瞭な点が多い）は、前二二七年頃（すでに戦国諸国の半分程度が滅亡）に秦で実行されたとする。また米作地帯への秦地拡大が「田令」（キビヤムギを栽培する関中地域向けに作られた田律とは真逆）なる新たな令の導入を伴った点を説得的にのべ、これらの律令は新占領地たる揚子江流域特有の環境的・社会的状況に対処するためのものであったとす。
- (63) 楊振紅「二年律令」與秦漢「名田宅制」、『出土簡牘与秦漢社会』廣西師範大学出版社、二〇〇九年、一二六～一二三頁。
- (64) 陳偉注11前掲書（四七七～四七八頁）、第923本簡。
- (65) 県組織とそれが官・曹よりなる点についての近年の研究として、土口史記「里耶秦簡にみる秦代縣下の官制構造」（『東洋史研究』七三巻四号、二〇一五年、一～三八頁）、鄒水桀「簡牘所見秦代県廷令史與諸曹関係考」（『簡帛研究』二〇一六春夏、二〇一六年、一三二～一四六頁）、黎明劍・唐俊峰「里耶秦簡所見秦代県官・曹組織的職能分野与行政互動——以計・課为中心」（『里耶秦簡研究論文選集』武漢大学簡帛研究中心、二〇一六年、一三二～一五八頁）、Weibo, Sun, "Bureaus and Offices in Qin County-Level Administration in Light of an Excerpt from the Lost *Hongfan* *waxing zhuàn* (Great Plan Five Phases Commentary)," *Bamboo and Silk 1* (2018): 71-120.
- (66) 睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書（五〇頁）、第一二八～一二九簡。
- (67) 陳偉注9前掲書（二〇頁）、第67簡、同書（九三頁）、第814本簡、同書（一九七頁）、第8664+81053+82167簡、同書（三六七頁）、第81604簡、同書（三七四頁）、第81669簡、同書（三八七頁）、第81755簡。陳偉注11前掲書（一六三頁）、第9609簡、同書（一八五頁）、第9709+9873簡、同書（一三三頁）、第9992簡。
- (68) 彭浩「說里耶秦簡「校券」補記」（中国社会科学院考古研究所・中国社会科学院歷史研究所「里耶古城・秦簡与秦文化研究——中国里耶古城・秦簡与秦文化國際學術研討會論文集」科学出版社、二〇〇九年、一九六～二〇〇頁）、Sanft, Charles, "Paleographic Evidence of Qin Religious Practice from Lixue and Zhoujiazui," *Early China 37* (2014): 327-358.
- (69) 陳偉注9前掲書（六二頁）、第8102簡、同書（一六八頁）、第8490+8501簡、同書（一二三頁）、第8771簡、同書（二四六頁）、第8907+8923+81422簡、同書（二八六頁）、第81162簡。陳偉注11前掲書（五七頁）、第956+91209+91245+91928+91973簡、同書（一六一頁）、第9597簡、同書（二六七頁）、第91138簡。睡虎地秦墓竹簡整理小組注5前掲書（二四頁）、第一六～二〇簡。里耶秦簡博物館・中国人民大学国学院・中国人民大学歷史学院等「里耶秦簡博物館藏秦簡」（中西書局、二〇一六年、五六頁）、第一〇一～一七〇簡。
- (70) 陳松長注51前掲書（一一六～一二七頁）、第一四六～一四八簡。
- (71) 「敦（屯）長」の訳についてはフルスウェ注28前掲書（二〇八頁）。マキシム・コロコフ（ハイデルベルグ大学中国学センター助教）  
柿沼陽平（本学教授）  
日坂優太（本学修士課程）

### 『史滴』論文投稿規定（雑誌掲載）

- 一. 投稿資格は早稲田大学東洋史懇話会会員に限ります。
- 二. 原稿枚数は、本論・注・地図などあわせて四〇〇字詰め原稿用紙八〇枚以内とし、和文要旨（一二〇〇字以内）、英文タイトル、英文氏名、執筆者紹介資料を添え、ご提出下さい。
- 三. 本誌は一頁二段組で、一頁あたり五四字×二三行、一二四二字（四〇〇字詰め原稿用紙三枚）として換算いたします。また、図版は一段あたり原稿用紙一、五枚として換算しております。
- 四. 原稿のご提出にあたりましては、打ち出し原稿とデータを添え、本会宛にご郵送下さい。
- 五. 提出原稿の執筆に際しては、必ず執筆要領の規定に従って下さい。同要領は請求次第、送呈いたします。
- 六. 締切期日は七月末日とします。査読委員による審査をへて掲載を決定いたします。

#### 〈複写される方へ〉

本誌に掲載された著作物を複写したい方は、(社)日本複写権センターと包括複写許諾契約を締結している団体の成員を除き、本会から複写権等の行使の委託を受けている下記の協会から許諾を受けて下さい。著作物の転記・翻訳のような複写以外の許諾は、直接、本早稲田大学東洋史懇話会へご連絡下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル 学術著作権協会

TEL: 03-3475-5618 FAX: 03-3475-5619 E-mail: kammori@msh.biglobe.ne.jp

アメリカ合衆国における複写については、下記に連絡して下さい。

Copyright Clearance Center, Inc.

222 Rosewood Drive, Danvers, MA 01923 USA

Phone: (978)750-8400 FAX: (978)750-4744 www.copyright.com

#### 〈Notice about photocopying〉

In order to photocopy any work from this publication, you or your organization must obtain permission from the following organization which has been delegated for copyright for clearance by the copyright owner of this publication.

Except in the USA

Japan Academic Association for copyright Clearance (JAACC)

41-6 Akasaka 9-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan

TEL: 81-3-3475-5618 FAX: 81-3-3475-5619 E-mail:kammori@msh.biglobe.ne.jp

In the USA

Copyright Clearance Center, Inc.

222 Rosewood Drive, Danvers, MA 01923 USA

Phone: (978)750-8400 FAX: (978)750-4744 www.copyright.com

史  
滴

第  
四  
十  
六  
号

2024年12月20日印刷 2024年12月30日発行  
編集兼発行 早稲田大学東洋史懇話会  
印刷所 富士リプロ株式会社  
〒101-0048 千代田区神田司町2-14  
発行所 早稲田大学文学部アジア史コース室  
〒162-8644 新宿区戸山1-24-1  
URL <https://dpt-bun-tousi.w.waseda.jp/konwa/>  
E-mail: [wkonwakai@gmail.com](mailto:wkonwakai@gmail.com)

## SHITEKI

NO.46

December 2024

## CONTENTS

## FOREWORD:

UEDA Kiheinarichika:2024 in the Asian history course ..... 1

## ARTICLES:

CHEN Kanli (KAKINUMA Yohei) :

The Second Emperor of Qin in the Records of the Grand  
Historian and Excavated Documents ..... 2TOYOTA Hisashi On the word Wen (文) in King Wen (文王) in the Chou  
dynasty and the origin of the phrase “經緯天地曰文” :  
What does the word Wen (文) mean? ..... 18

LEE Sungsi The Spiritual History of Historian Kibaik Lee ..... 42

BENNOU Saiichi The Development of Rulal Economy in Rongxiang Town,  
Wuxi County, Jiangsu Province, During Republic of China  
Period : As a Case Study of the three Villages of  
Xiaodingxiang, Zhengxiang, and Yangmuqiao ..... 86

## TRANSLATIONS:

MAXIM Korolkov (KAKINUMA Yohei, NISSAKA Yuta)

Empire-Building and Market-Making at the Qin Frontier:  
Imperial Expansion and Economic Change, 221-207 BCE ... 87

WANG Mingke (HASEGAWA Hirokazu)

Building of Ethnic Groups is Easy, of Citizens is Difficult:  
How to Observe and Understand Frontier Areas .....104

PAN Cimei, ZENNG Xianwei (BENNOU Saiichi)

A Strong Woman in Changing Village .....156

## ANNOTATED TRANSLATIONS:

Yangzi River Valley Culture Research Institute

An Annotated Translation of the Biography of Xiqiang (西羌)  
in “Houhanshu (後漢書)” (6) .....157

The Seminar on the Sung (宋) History

An Annotated Translation on Huangshi Richao (黃氏日抄) vol.  
71 (part 4) .....184

## INTRODUCTION OF MATERIALS:

KONITA Akira

Was Huang Xing (黃興) a student of Waseda University?:  
In the Fragment of Historical Record .....235

## FIELDWORK:

KAKINUMA Yohei, WANG Bo, SAMEJIMA Hiroki, MORITA Daichi

A Survey Report on the Relics concerning the Southern  
Expedition by Zhuge Liang in Yunnan in 2024 .....242

SAITO Ken, TAKUMA Yoshiyuki, NIITSU Kenichiro, MINEYUKI Saito

A Research Report on Historical Relics and Museums in  
Xi'an City, Shaanxi Province and Qinghai Province .....284

OBITURARY: .....329

MISCELLANEA: .....332